

平成26年11月12日

三田市長様

三田市オンブズパーソン 西野百合子

平成26年10月14日付けで

申立てのありました意見等の

調査結果につきまして、三田

通知しました発意に基づく

市オンブズパーソン条例第14条の規定により次のとおり通知します。

意見等申立ての趣旨	<p>武庫が丘連合自治会に所属するディアコルモがディアコルモ武庫が丘自治会を解散し、ディアコルモ武庫が丘管理組合を発足させ、H26年7月9日三田市区・自治会連合会に新規加入を申請し、加入を認められた。</p> <p>三田市が三田市区・自治会連合会と契約を結んで支払われる行政事務委託料の支払いが、契約に準拠して支払われない懸念があるので申し立てる。</p> <p>また、ディアコルモ武庫が丘管理組合が区分所有法に準拠していない構成員で編成されている可能性があるので申し立てる。</p>
調査の結果	<p>1 申立人との面談で聴取した意見も踏まえて、この申立てに関し確認した事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) この申立ての趣旨は、次のとおりであることを確認した。</p> <p>ア 三田市区・自治会連合会（以下「連合会」という。）が「ディアコルモ武庫が丘管理組合」の加入を承認した以上、連合会は、「ディアコルモ武庫が丘管理組合」に平成26年度の行政事務委託料を支払うよう請求するはずである。</p> <p>イ したがって、三田市（以下「市」という。）は、平成26年度の行政事務委託料について、連合会の請求どおりに支払うべきである。</p> <p>(2) 申立人のその余の主張については、申立人自らが連合会等に確認することであり、この申立てによりオンブズパーソンに調査を求めないことを確認した。</p> <p>(3) なお、この申立ては、行政事務委託料の支払いという財務会計上の行為に関するものであることから、住民監査請求を勧めたところ、申立人は住民監査請求手続との関係を了知したうえで、本件申立てを行っていることも確認した。</p>

2 以上の申立ての趣旨に対し、申立人から提出された書面や市の機関（コミュニティ課）への事情聴取により確認した点は、次のとおりである。

(1) 市は、連合会との間において契約を締結し、自らが行うべき事務のうち、その一部である次に掲げる業務を毎年度同会に委託している。

ア 市が発行する各種文書等の配付又は回覧に関すること。

イ 街路灯の管理協力に関すること。

ウ 地域の緑化、美化及び衛生に関すること。

エ 地域防災計画に基づく災害等の通報等に関すること。

オ 市が主催する各種大会等への参加啓発及び要請に関すること。

カ 各種調査員、委員等の推薦に関すること。

キ その他公共の福祉を増進する事務に関すること。

(2) 行政事務委託料とは、当該業務委託に要する経費をいい、各自治会当たりの経費は、次の基準に基づき算出された総額として、毎年度 10 月末までに支払われる。

ア 区分均等割額 年額 4 万円

イ 世帯割額 540 円に毎年度 9 月 1 日現在の住民登録に基づく世帯数を乗じて得た額

(3) 行政事務委託料は、連合会から請求がなされるが、同会が指定する各自治会の口座に上記(2)に基づき算出した委託料を直接振り込むことにより支払っている。

(4) 平成 26 年度の行政事務委託料は、10 月 31 日に支払ったが、「ディアコルモ武庫が丘管理組合」分については、規約改正手続きが行われていないことを理由に、連合会に対して受領を辞退することを申し出られたため、請求がなされていない。

3 以上のとおり、平成 26 年度の「ディアコルモ武庫が丘管理組合」への行政事務委託料は、實際上、請求が無いために支払われておらず、申立人が意見等申立書において主張する懸念は前提を欠く。従って現時点で、申立ての趣旨に添った判断をすることはできないから、これをもって調査を終えることとした。

4 なお、本件申立ての趣旨には含まれないが、この機会に行政事務委託料の支払いに関し、オンブズパーソンとしての考え方を申し述べる。

申立人は、行政事務委託料について、市が各自治会の構成員や役員の適否を確認したうえで支払うべき旨を主張するが、各自治会の構成員や役員が自治会規約に適合し連合会への加入条件を満たしているかどうかは、連合会の内部規律に属する事項であり、その点の当否は住民自治を尊重する

	<p>観点から、第一義的には連合会の自主的な判断に委ねるべきである。従って、市としては、各自治会および連合会内部の諸手続きに不備があると認められる特段の事情が存在する場合は別として、原則として市と連合会との契約に基づき、同会が指定する自治会に支払えば足り、個々の自治会の構成員や役員の適否まで確認する義務はないと解する。</p> <p>5 最後に、オンブズパーソンとしては、本件の申立てに対する調査を踏まえ、三田市に対して次のとおり付言する。</p> <p>申立人は、この申立てにおいて、所定の手続きを経たうえで「管理組合」が「自治会」として活動することに異論はないとしつつ、「管理組合」との名称には強く固執し、当該管理組合の実態につき疑念を呈している。</p> <p>「管理組合」という名称では、外部から見て、それが純然たる区分所有法上の管理組合であるのか、それとも地縁団体としての自治会の性質を併せ持つものなのかの区別が付きにくく、世間の誤解を招きやすいことの証左であろう。</p> <p>この点については、平成 26 年度申立て第 3 号においても次のようにオンブズパーソンの考えが述べられている。</p> <p>「自治組織の名称については、誤解を避けるべく、従前の『管理組合』としての名称ではなく、『管理組合』を構成員とする『自治会』としての名称に変更することが好ましいと考える。」</p> <p>市によると、「ディアコルモ武庫が丘管理組合」の規約改正手続きは現在調整中で、手続き完了の目途は来年春までを想定し、その間も市は助言等を行うことであり、オンブズパーソンとしては、上記名称についても指導することを改めて強く要請するものである。</p>
備 考	